

認知症またはMCIと診断された方でヘルパーの訪問が必要な方へ 「KOBEmimamoriヘルパー」

日常のみまもりや、
お話相手として
訪問してほしい

診断を受けたが
不安があるので
定期的なみまもり
に来てほしい

お散歩に行くとき
に付き添ってほしい



このような日常生活のお悩みを解決し、
認知症の方や軽度認知障害の方の生活をサポートします！！！！

神戸市では、認知症の方や、介護保険の認定を受けるまでに至らない軽度認知障害（MCI）の方への在宅生活の支援として「KOBEmimamoriヘルパー」事業を開始します。

介護認定非該当の方・介護サービスを受けていない方も利用できます！下記までご相談ください。

担当ケアマネジャーがない、
相談したいけどよくわからない方は

担当ケアマネジャーが
いる方・要介護認定を
受けている方

お住まいの地域を担当する
あんしんすこやかセンターへ

神戸市 あんしんすこやかセンター

検索



あんしんすこやかセンター

担当のケアマネジャー
または、えがおの窓口へ



介護保険 えがおの窓口

ご相談の際に必要なものは裏面を参照してください →

<この事業の対象となる方>

神戸市内に居住する方のうち、認知症または軽度認知障害(MCI)と診断を受けた方で、寝たきりではない方

次のような介護保険サービスに含まれないサービスについて利用できます。

(例) 自宅に訪問して行う、見守りや話し相手、外出への付き添い等

申請の際に必要なもの

◎介護保険被保険者証 ※65歳未満の方は健康保険証

◎お手元にある下記の書類

認知症「神戸モデル」を利用している方は、下記のいずれかが必要です。

- 認知機能精密検査（第2段階）の医療機関で交付される「神戸市認知機能精密検査結果（受診者用）」（診断様式第3号）のコピー
（交付されていない場合は、医療機関名・診断年月を申請書に記載してください）
- 事故救済制度に加入した際に交付される「賠償責任保険制度<二次保険>被保険者証」または「GPS安心かけつけサービス」に加入したことが分かる書類（契約書など）のコピー



認知症「神戸モデル」を利用していない方は、下記が必要です。

- ・認知症と診断された方
 - * 事故救済制度の加入申込を同時に行ってください。
 - 「賠償責任保険 GPS安心かけつけサービスのご案内」リーフレットの診断書
 - ・軽度認知障害（MCI）と診断された方
 - KOBEみまもりヘルパー利用申請書裏面の診断書
- ※ 認知症「神戸モデル」を利用していない方は、診断書の様式をお渡ししますので、表面記載の「あんしんすこやかセンター」または「担当ケアマネジャー・えがおの窓口」にご相談ください。
- ※ 診断書料は自己負担となります。

<利用条件>

利 用 料：30分あたり135円（1時間あたり270円）

利用単位：30分単位で利用できます。

利用限度：1か月のうち、最高4時間※まで

（※介護保険の要介護・要支援認定を受けている方は、最高2時間まで）

問い合わせ先

神戸市総合コールセンター

☎ 0570-083330 または 078-333-3330 （年中無休 8:00～21:00）
FAX 078-322-6047